

訪問看護サービス契約書・重要事項説明書

株式会社インターナショナルトータルプラン

訪問看護ステーション ジェイケアスマイル

訪問看護サービス契約書・重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護）

_____様（以下「利用者」と略します）と、株式会社 インターナショナルトータルプラン（以下「事業者」と略します）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法・健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
2. それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとします。
2. 上記の契約期間は、契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成等）

1. 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、（利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「個別サービス計画」として）「訪問看護計画書」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、（その変更が居宅サービス計画の範囲内で）対応可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」等の変更等の対応を行います。
3. （事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。）

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。
2. 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、サービス終了日から5年間保存します。

第5条 （サービス提供の記録等）

1. 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求するものとします。

第6条 （虐待防止の取り組み）

1. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
2. (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
3. (2) 虐待防止のための指針を整備します。
4. (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

5. (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
6. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
7. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、原則として利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。
8. やむを得ず身体拘束を行う場合は次のとおりとします。
9. (1)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急でやむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止委員会を中心に十分に説明を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとします。
10. (2)身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

第7条 (利用者負担金及びその滞納)

1. 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求するものとします。
4. 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
5. 利用者負担金は、ご利用月翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。引落のほかは、ご相談ください。

第8条 (相談窓口、苦情対応)

1. 当該サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中に介護保険・健康保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
2. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。
3. 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画を変更し、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

| | | | |
|------|---|--------|--------------|
| 電話番号 | 048-299-4478 | FAX 番号 | 048-299-4479 |
| 担当者 | 管理者・廣瀬幸子 | | |
| その他 | 相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。 | | |

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

| | | |
|------------|----------------|-------------------|
| 苦情受付機 関 | 川口市介護保険課 | 電話番号:048-259-7293 |
| | 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 電話番号:048-824-2568 |

第9条 (利用者の解約等)

1. 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

11. (事業者の解除)

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第10条 (契約の終了)

1. 利用者が介護保険施設への入所や病院への入院、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、概ね1ヶ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は速やかに利用者に通知します。

第11条 (事故時の対応等)

1. 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
2. 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第12条 (秘密保持)

1. 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第13条 (苦情対応)

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・居宅介護支援事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条 (契約外条項等)

1. この契約及び介護保険法・健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法等に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第15条 (重要事項)

1. 事業者(法人)の概要

| | |
|------------|--|
| 事業者名 | 株式会社インターナショナルトータルプラン |
| 主たる事務所の所在地 | 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3丁目35番8号 ハニービル青山 2階 |
| 代表者(職名・氏名) | 代表取締役 大貫拓見 |
| 設立年月日 | 平成15年9月5日 |

| | |
|------|--------------|
| 電話番号 | 03-5414-8801 |
|------|--------------|

2. 事業所の概要

| | | |
|-------------|------------------------------|------------|
| 事業所名 | 訪問看護ステーション ジェイケアスマイル | |
| 所在地 | 〒332-0031 埼玉県川口市青木 3-9-6 | |
| 電話番号 | 048-299-4478 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 2025年8月1日指定 | 1160290890 |
| 管理者名 | 廣瀬 幸子 | |
| サービス提供地域 | 川口市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市、戸田市、足立区 | |

3. 事務所の職員体制

| 職種 | 従事するサービス内容等 | 人員 |
|-------|--|----|
| 管理者 | 管理者は業務全般を一元的に管理します。 | 1名 |
| 看護師 | 主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 | 4名 |
| 理学療法士 | 主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたりハビリテーションのサービスを提供します。 | 0名 |
| 作業療法士 | | 0名 |
| 言語聴覚士 | | 0名 |
| 事務職員 | 事務業務又は事務職務の連絡等を行います。 | 1名 |

4. 営業日及び営業時間

| 営業日 | 営業時間 |
|---|----------------|
| 月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。 | 9時00分～17時00分まで |

(1) ※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

第16条 (その他)

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください
- 2 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- 3 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

| 特別管理加算 (I) 500 単位 (重症度が高い) | 特別管理加算 (II) 250 単位 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・ 在宅気管切開患者指導管理 ・ 気管カニューレを使用している状態 ・ 留置カテーテルを使用している状態 | 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 |

初回加算I [350 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院や施設からの退院・退所初日に訪問看護を提供した場合に加算されます。

初回加算II [300 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院からの退院日翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合に加算されます。

要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されません。

緊急時訪問看護加算 [574 単位]

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合(介護予防は対象外)に加算されます。

ターミナルケア加算 [2500 単位]

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に

2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

- 長時間訪問看護加算 [300 単位]
特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

- 複数名訪問加算
下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。
 - ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
 - ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

- 複数名訪問加算 (I) [30 分未満 : 254 単位、30 分以上 : 402 単位]
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
- 複数名訪問加算 (II) [30 分未満 : 201 単位、30 分以上 : 317 単位]
看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

- サービス提供体制強化加算 [6 単位]
勤続年数3年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

| サービス内容 | 指定訪問看護(要支援者対象) | | | | 単位 | サービス提供時間/加算説明等 | |
|----------------------------------|----------------|-----------|---------|---------|---------|--|---|
| | 利用料 (10割) | 利用者負担額(円) | | | | | |
| | | (1割) | (2割) | (3割) | | | |
| 訪問看護 I-1・時間内 | 3,360 円 | 336 円 | 672 円 | 1,008 円 | 314 | 1回につき 20分未満 | |
| 訪問看護 I-2・時間内 | 5,040 円 | 504 円 | 1,008 円 | 1,512 円 | 471 | 1回につき 30分未満 | |
| 訪問看護 I-3・時間内 | 8,806 円 | 881 円 | 1,761 円 | 2,642 円 | 623 | 1回につき 30分以上1時間未満 | |
| 訪問看護 I-4・時間内 | 12,070 円 | 1,207 円 | 2,414 円 | 3,621 円 | 1,128 | 1回につき 1時間以上1時間30分未満 | |
| ◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST) | 3,146 円 | 315 円 | 629 円 | 944 円 | 294 | リハビリ 20分 | |
| ◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST) | 6,292 円 | 629 円 | 1,258 円 | 1,887 円 | 588 | リハビリ 40分 (要介護：294単位×2) | |
| ◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST) | 8,507 円 | 851 円 | 1,701 円 | 2,552 円 | 795 | リハビリ 60分 (要介護：265単位×3)、1日に3回以上実施する場合1回あたり | |
| 特別管理加算 | I | 5,350 円 | 535 円 | 1,070 円 | 1,605 円 | 500 | 1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的な管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 |
| | II | 2,675 円 | 268 円 | 535 円 | 803 円 | 250 | |
| 複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】 | 30分未満 | 2,718 円 | 272 円 | 544 円 | 815 円 | 254 | 1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要 |
| | 30分以上 | 4,301 円 | 430 円 | 860 円 | 1,290 円 | 402 | |
| 複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】 | 30分未満 | 2,151 円 | 215 円 | 430 円 | 645 円 | 201 | |
| | 30分以上 | 3,392 円 | 339 円 | 678 円 | 1,018 円 | 317 | |
| 長時間訪問看護加算 | 3,210 円 | 321 円 | 642 円 | 963 円 | 300 | 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定 | |
| 初回加算 I | 3,745 円 | 375 円 | 749 円 | 1,124 円 | 350 | 病院などからの退院当日に初めて訪問看護を提供した場合 | |
| 初回加算 II | 3,210 円 | 321 円 | 642 円 | 963 円 | 300 | 病院などからの退院の翌日以降に初めて訪問看護を提供した場合 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定 | |
| 退院時共同指導加算 | 6,420 円 | 642 円 | 1,284 円 | 1,926 円 | 600 | 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定 | |
| 訪問看護・介護職員連携強化加算 | 2,675 円 | 268 円 | 535 円 | 803 円 | 250 | | |
| 緊急時訪問看護加算 | 6,142 円 | 614 円 | 1,228 円 | 1,843 円 | 574 | 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 | |
| ターミナルケア加算 | 26,750 円 | 2,675 円 | 5,350 円 | 8,025 円 | 2,500 | 死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 | |
| 看護体制強化加算 | I | 5,885 円 | 589 円 | 1,177 円 | 1,766 円 | 550 | 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 |
| | II | 2,140 円 | 214 円 | 428 円 | 642 円 | 200 | |
| 口腔連携強化加算 | 535 円 | 54 円 | 107 円 | 161 円 | 50 | | |
| サービス提供体制強化加算 | I | 64 円 | 6 円 | 13 円 | 19 円 | 6 | 1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 |
| | II | 32 円 | 3 円 | 6 円 | 10 円 | 3 | |
| その他加算に関して | | | | | | | |
| 夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時) | | | | | | 所定単位の25%加算 | |
| 深夜加算 (深夜22時～6時) | | | | | | 所定単位の50%加算 | |
| ※但し、緊急訪問の場合は、月2回目以降は上記の加算が算定されます | | | | | | | |

◆…①療法師 (PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士) の実施するリハビリの上限は、週6回 (1回20分) 120分迄となります。
※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

【5級地 10.7円】

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2024.6.1～)

| サービス内容 | 指定訪問看護(要支援者対象) | | | | | サービス提供時間/加算説明等 | |
|------------------------------|--|-----------|---------|---------|---------|--|--|
| | 利用料 (10割) | 利用者負担額(円) | | | 単位 | | |
| | | (1割) | (2割) | (3割) | | | |
| 訪問看護 I-1・時間内 | 3,242 円 | 324 円 | 648 円 | 973 円 | 303 | 1回につき 20分未満 | |
| 訪問看護 I-2・時間内 | 4,826 円 | 483 円 | 965 円 | 1,448 円 | 451 | 1回につき 30分未満 | |
| 訪問看護 I-3・時間内 | 8,496 円 | 850 円 | 1,699 円 | 2,549 円 | 794 | 1回につき 30分以上1時間未満 | |
| 訪問看護 I-4・時間内 | 11,663 円 | 1,166 円 | 2,333 円 | 3,499 円 | 1,090 | 1回につき 1時間以上1時間30分未満 | |
| ◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST) | 3,039 円 | 304 円 | 608 円 | 912 円 | 284 | リハビリ 20分 | |
| ◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST) | 6,078 円 | 608 円 | 1,216 円 | 1,823 円 | 568 | リハビリ 40分(要支援:284単位×2) | |
| ◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST) | 4,558 円 | 456 円 | 912 円 | 1,367 円 | 426 | リハビリ 60分(要支援:142単位×3) | |
| 特別管理加算 | I | 5,350 円 | 535 円 | 1,070 円 | 1,605 円 | 500 | 1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 |
| | II | 2,675 円 | 268 円 | 535 円 | 803 円 | 250 | |
| 複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】 | 30分未満 | 2,718 円 | 272 円 | 544 円 | 815 円 | 254 | 1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要 |
| | 30分以上 | 4,301 円 | 430 円 | 860 円 | 1,290 円 | 402 | |
| 複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】 | 30分未満 | 2,151 円 | 215 円 | 430 円 | 645 円 | 201 | |
| | 30分以上 | 3,392 円 | 339 円 | 678 円 | 1,018 円 | 317 | |
| 長時間訪問看護加算 | 3,210 円 | 321 円 | 642 円 | 963 円 | 300 | 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定 | |
| 初回加算 I | 3,745 円 | 375 円 | 749 円 | 1,124 円 | 350 | 病院などからの退院当日に初めて訪問看護を提供した場合 | |
| 初回加算 II | 3,210 円 | 321 円 | 642 円 | 963 円 | 300 | 病院などからの退院の翌日以降に初めて訪問看護を提供した場合 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定 | |
| 退院時共同指導加算 | 6,420 円 | 642 円 | 1,284 円 | 1,926 円 | 600 | 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定 | |
| 緊急時訪問看護加算 | 6,142 円 | 614 円 | 1,228 円 | 1,843 円 | 574 | 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 | |
| 看護体制強化加算 | 1,070 円 | 107 円 | 214 円 | 321 円 | 100 | 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 | |
| 口腔連携強化加算 | 535 円 | 54 円 | 107 円 | 161 円 | 50 | | |
| サービス提供体制強化加算 | I | 64 円 | 6 円 | 13 円 | 19 円 | 6 | 1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定 |
| | II | 32 円 | 3 円 | 6 円 | 10 円 | 3 | |
| その他加算に関して | | | | | | | |
| 夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時) | ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ | | | | | | |
| 深夜加算 (深夜22時～6時) | 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます | | | | | | |

◆・・・①療法士(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます(要支援のみ)。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

保険対象外 費用

■ 自費訪問看護サービス

訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは自費での訪問看護サービスをご提供させて頂いております。保険対象外のサービスご利用をご希望の場合にはスタッフまでお声がけください。

※ご相談の内容によってはお受けできない場合もございますので、まずはお気軽にご相談ください。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 自費訪問(30分ごと) | 5,000円 ※介護保険30分サービス提供分の10割分額相当 |
| 営業日外の訪問(1日) | 3,000円 |

■ 交通費

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

| | | |
|------|-----------------------|-------|
| 交通費 | 通常の実施地域を超える地点から1kmあたり | 110円 |
| 交通費 | 訪問1回(医療) | 300円 |
| 駐車場代 | コインパーキング代 | 実費相当額 |

■ キャンセル料

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 訪問予定日までにご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| キャンセルのご連絡がなく、スタッフが訪問を実施できなかった場合 | 2,000円(消費税込み) |

※サービスのご利用キャンセルをご希望される場合には、(048-299-4478)ジェイケアスマイルまでご連絡をお願いいたします。

■ 死後の処置(エンゼルケア)

ご逝去後のご遺体の処置(処置材料費込み)を看護師が行います。

費用 20,000円

保険対象外 費用

■交通費

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

| | | |
|------|-----------------------|-------|
| 交通費 | 通常の実施地域を超える地点から1kmあたり | 110円 |
| 交通費 | 訪問1回(医療) | 300円 |
| 駐車場代 | コインパーキング代 | 実費相当額 |

■複写代

| | | |
|-----|-------|-----|
| 複写代 | 1枚につき | 10円 |
|-----|-------|-----|

■自費訪問看護サービス

訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは自費での訪問看護サービスをご提供させて頂いております。保険対象外のサービスご利用をご希望の場合にはスタッフまでお声がけください。

※ご相談の内容によってはお受けできない場合もございますので、まずはお気軽にご相談ください。

| | |
|----------------------|--|
| 自費訪問(30分ごと) | 5,000円 ※介護保険30分サービス提供分の10割分額相当 |
| 営業日以外または営業時間外の訪問(1日) | 3,000円 ※夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護加算を算定する日は除く |

■キャンセル料

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 訪問予定日までにご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| キャンセルのご連絡がなく、スタッフが訪問を実施できなかった場合 | 2,000円(消費税込み) |

※サービスのご利用キャンセルをご希望される場合には、(048-299-4478)ジェイケアスマイルまでご連絡をお願いいたします。

■死後の処置(エンゼルケア)

ご逝去後のご遺体の処置(処置材料費込み)を看護師が行います。

費用 20,000円

個人情報使用同意書

株式会社インターナショナルトータルプランが運営する訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは、利用者及びその家族の個人情報については、以下に定める個人情報の使用目的に沿って使用させていただきます。また、個人情報の提供には目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

個人情報の使用目的

1. 利用者に提供する訪問看護の管理運営業務
2. 病院、診療所、薬局、居宅サービス事業者や居宅介護新事業者、その他関係者との連携
3. サービス担当者会議における他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者との連携、照会への回答
4. 提供したサービスに対する請求業務等の介護保険、医療保険事務
5. 損害賠償責任保険などの係る保険会社等への相談または届出等
6. 家族等介護者への心身の状況説明
7. 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
8. 学生等の実習、研修の受け入れ
9. 個人が特定されない携帯での公的統計の資料や学術上の資料及び発表

訪問看護ステーション ジェイケアスマイル